

インターネット署名が実現するソーシャルアクション

ー1ヶ月で14,000筆の賛同を得た、性暴力被害者に対する人権擁護活動ー

○特定非営利活動法人しあわせなみだ 中野宏美 (008914)

キーワード：ソーシャルアクション、権利擁護、署名

1. 研究目的

- 1) インターネットを活用したソーシャルアクションの確立
- 2) 署名を通じた権利擁護活動の実践
- 3) 世論を喚起する社会変革の手法の検討

署名は、主に公の機関等に対し、社会福祉制度の創設やサービスの改善を求める、ソーシャルアクションの伝統的な方法として、実施されてきた。国内で最も大きな署名と言われているのが、1954年にビキニ環礁水爆実験後に行われた、元水爆禁止署名で、約2,000万筆である。その他陳情、請願、デモ等で、民意を施策に反映させようとする取り組みが、受け継がれてきた。また、2011年3月に起こった東日本大震災に伴う原発再稼働反対運動等もあり、社会運動に対する市民の拒否感は、以前より薄れてきている。

インターネット署名は、「対話」「共感」「参加」「拡散」という、ソーシャルアクションに欠かせない要素を有する手法として、認知度が高まりつつある。そこで本研究では、インターネット署名による人権擁護活動を通じた、間接援助技術を検討した。

2. 研究の視点および方法

1) 概要

性犯罪裁判では、被告側弁護士が、被害者の性的人権を侵害する行為が起こっている。そこで、インターネット署名という手法を用いて、より多くの市民の賛同を得ることで、弁護士の責任を明確化し、人権擁護のための立法化を要請する社会運動への発展を目指した。

2) 署名目的

- (1) 弁護士懲戒請求
- (2) 訴訟関係人から被害者に対する不当な圧力をなくす仕組みの構築

2) 署名提出先

日本弁護士連合会ならびに県弁護士会

3) 署名媒体

インターネット署名サイト Change.org (<http://change.org/>)

4) 署名期間

2015年1月30日から現在まで（広報期間は2月24日まで）

5) 広報媒体

特定非営利活動法人しあわせなみだウェブサイト (<http://shiwawasenamida.org/>)
／ブログ／メールニュース／メーリングリスト／twitter／facebook ファンページ

3. 倫理的配慮

- 1) 一般社団法人日本社会福祉学会「研究倫理指針」を遵守している。
- 2) Change.org「利用規約」ならびに「コミュニティガイドライン」を遵守している。

4. 研究結果

1) 署名数

18,985 筆 (2015 年 4 月 30 日時点) (日本弁護士連合会ならびに県弁護士会には、2 月 25 日時点で集まった 14,483 筆を提出)

2) メディア掲載

TV3 社／ラジオ 1 社／新聞 4 紙／雑誌 1 誌／インターネット 4 サイト

3) その他

日本弁護士連合会への要望書提出時には、事務次長が 2 名同席した。

5. 考 察

インターネットを活用したソーシャルアクションについて、以下が明らかになった。

1) 権利擁護活動と市民との接点が、「手渡し」「郵送」から、「インターネット」になることで、迅速性が高まり、柔軟かつ機動的な権利擁護活動が実践できる。活動側にとっても、短期間で準備でき、少人数低コストで実施できるため、ソーシャルアクションを起こしやすい。

2) 活動への共感・参加母体が、「組織」から、「個人」になることで、不特定多数からの賛同を獲得でき、「ソーシャルアクション」の意味づけが深まる。一部の当事者団体や、専門家・活動家だけでない、より多くの市民の参加を実現できる。

3) 活動者との対話方法が、「口頭」から、「SNS」になることで、社会への拡散効果が高まる。活動の拡がりとともに、世論喚起を促し、社会変革を要請する間接援助技術を実践できる。

なお本研究では、インターネット署名という社会運動の実践や、署名活動自体がもたらす世論喚起については、一定の効果が得られたが、最終的な目的である立法化は、実現できていない。また、紙媒体を含めた「署名」という行為の理論化・体系化そのものも、未成熟である。

今後は、市民・当事者の声を施策化できる、ソーシャルアクションという間接援助技術論を構築したい。また、福祉分野における性的人権擁護の実践を、拡げてきたい。